

## 飯能市コンサルタント業務等の委託に係る指名業者選定基準

(平成12年3月1日決裁)

### 1 趣 旨

この基準は、本市が発注するコンサルタント業務等の委託契約に係る指名競争入札に参加する業者等の選定について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 用語の意義

この基準において「コンサルタント業務等」とは、調査、計画策定、補償積算、設計、測量、映像等の製作、イベントの開催等に関する業務をいう。

### 3 指名業者の選定基準

指名競争入札に参加する者を指名しようとするときは、次に掲げる事項に留意し、それらを総合的に勘案して選定するものとし、かつ、指名が特定の者に偏らないようにするものとする。

#### (1) 市内業者への配慮

市内業者の能力で契約の適正な履行ができると認められる業務については、なるべく市内業者を優先的に選定する。

#### (2) 不当又は不誠実な行為の有無

① 市の指導及び指示事項に対する対応、契約の履行、営業活動その他の事業活動において誠実であるかどうか総合的に勘案する。

② 次に掲げる事項に該当する者で、受託者として不相当であると認められるものは選定しない。

イ 指名を受ける目的その他の目的で威圧的な行為、不当な行為をした等営業活動が不誠実であること。

ロ 業務委託契約に基づく関係者に関する措置請求に受託者が従わない、当該業務に関する秘密保持を怠る等契約の履行が不誠実であ

ること。

(3) 経営状況

- ① 当該委託業務の受託者として契約の適正な履行ができる経営状況であるかどうか総合的に勘案する。
- ② 会社更生法に基づく会社更正手続開始の申立てがなされ、指名競争入札参加資格の再審査を受けていない場合又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が極めて不安定である場合は選定しない。

(4) 業務成績の状況

- ① 業務成績が優良であるかどうかを総合的に勘案する。
- ② 過去2か年において、業務成績が良好である場合、成績が特に優良な業務を実施した場合等については、これを十分尊重する。
- ③ 過去2か年において、業務成績が極めて悪い委託業務の実施をした者は選定しない。

(5) 手持ち業務の状況

業務の手持ち状況からみて、当該業務を実施する能力があるかどうかを総合的に勘案する。

(6) 当該業務の実施についての技術的適正

- ① 当該業務の技術的条件、履行期間その他の諸条件からみて、当該業務を実施する能力があるかどうか総合的に勘案する。
- ② 当該業務の作業項目に応じて必要な有資格職員、優秀な技術職員等の確保ができない者は選定しない。

(7) 安全管理の状況

- ① 安全管理の状況が優良であるかどうか総合的に勘案する。
- ② 安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している者は選定しない。

(8) 労働福祉の状況

- ① 労働者の雇用・労働条件の改善に対する取組み状況、その他労働福祉の状況を総合的に勘案する。

- ② 労働関係等の問題について労働基準局等からの情報があり、これに対する改善を行わない状態が継続している者は選定しない。

#### 4 指名業者の選定数

指名競争入札に参加する者を指名しようとするときは、なるべく次の表の左欄に掲げる入札対象額の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる指名業者数を  
選定するものとする。

入 札 対 象 額	指名業者数
500万円未満	4社以上
500万円以上 1,000万円未満	5社以上
1,000万円以上 3,000万円未満	6社以上
3,000万円以上	7社以上

#### 5 プロポーザル方式及びコンペ方式による業務委託に係る指名業者の選定への準用

この基準は、プロポーザル方式及びコンペ方式による業務委託に係る指名業者を選定する場合に準用する。

#### 6 随意契約への準用

この基準は、随意契約によってコンサルタント業務等の委託契約を締結する場合に準用する。この場合において、指名業者の選定数については、この限りでない。

#### 附 則

この基準は、平成12年4月1日以後に行うコンサルタント業務等の委託

契約に係る指名競争入札に参加する者、プロポーザル方式及びコンペ方式による業務委託に係る指名業者及び随意契約に係る指名業者を選定する場合について適用する。